

議員提出第三号議案

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており、職場における疲弊感はいま深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源水準を示してきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制を踏まえると、今後はより積極的な財源確保が求められる。

よって、国会及び政府におかれては、二〇二六年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、政府が進める持続的で構造的な賃上げが可能となる地方財政を実現するため、次の措置を講じるよう強く求める。

一 社会保障の充実、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、地方一般財源総額の確保・充実を図ること。

二 今後一層求められる子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

三 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

四 減税を行う場合には、「国と地方の協議の場」を活用するなどして特段の配慮を行うとともに、地方財政に影響が出ないよう、その財源を必ず保障すること。

五 「地方創生推進費」として確保されている一兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

六 会計年度任用職員制度の運用については、二〇二四年度から可能となった勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、財政需要を十分に満たすこと。

七 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負担が予想されることから、現場における意見を十分に勘案すること。

八 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図るこ

と。

九 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

十 自治体が行う事業において、労務費の上昇分が適切に契約価格に転嫁されるよう、必要な財政支援を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年六月二十七日

大分県議会議長 嶋

幸 一

衆議院議長	額賀福志郎 殿
参議院議長	関口昌一 殿
内閣総理大臣	石破茂 殿
総務大臣	村上誠一郎 殿
財務大臣	加藤勝信 殿
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	赤澤亮正 殿
内閣府特命担当大臣（地方創生）	伊東良孝 殿